

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までのうちの8か月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月までのうちの8か月

私は、国民年金制度発足時に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、A市役所の職員が自宅に徴収に来てくれて納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかないの
で納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は8か月と比較的短期間である上、申立人は、国民年金の加入期間において、申立期間を除き、国民年金保険料の未納が無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、国民年金制度発足時の昭和36年4月1日にA市で払い出されていることが確認できるところ、申立人が国民年金に加入した昭和36年度分の国民年金保険料については、4か月分が納付済みであり、申立期間の8か月分が未納とされているが、申立人が、国民年金制度発足時に国民年金に加入しながら、申立期間の保険料のみを未納のままにするとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から51年3月まで

昭和48年4月に自営業を開始したことから、妻がA市役所で国民年金の加入手続をして、夫婦二人分の国民年金保険料をA市役所で納付していた。夫婦の保険料を一緒に納付していたのに、妻が納付済みで、自分が未納となっていることに納得がいかない。

申立期間について国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年4月ころに、A市役所で国民年金の加入手続を行い、申立人の妻が、夫婦二人分の国民年金保険料をA市役所で納付していたと主張しているが、申立人が現在、基礎年金番号として使用している国民年金手帳記号番号の払出時期は、申立人の前後の任意加入者の資格取得年月日から、51年11月ころと推認でき、その時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間である上、申立人が保険料を納付したとするA市役所では、現年度保険料は納付できたものの、過年度保険料を納付することはできなかったと考えられることから、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

また、申立人には、昭和45年1月ころに、B町で別の国民年金手帳記号番号が払い出されているが、申立人は、46年4月にC市に転居し、同年8月から申立期間直前の48年3月まで厚生年金保険に加入している上、申立期間後の51年11月ころに現在使用している国民年金手帳記号番号の払出しを受けていることから、申立人が別の国民年金手帳記号番号で申立期間の国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立期間は36か月と長期間であり、夫婦一緒に国民年金保険料を継続的に納付していながら、夫の納付記録のみがすべて欠落するとは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料

(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月から48年3月まで

20歳の時は学生だったが、母親がA町B支所で私の国民年金の加入手続きを行い、就職するまで国民年金保険料を納付していたと聞いている。

私の所持する国民年金手帳の資格取得欄及びA町の被保険者名簿の資格取得年月日にも「昭和45年*月*日強制」と書かれているので、母親が20歳からの私の国民年金保険料を納付していたはずである。

申立期間について国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年8月に、申立人の国民年金の加入手続きを申立人の母親が行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、申立人の前後の任意加入者の資格取得年月日から48年4月から同年11月までの間であると推認されるところ、申立期間当時、申立人は大学生であり、任意加入の未加入期間であることから、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点において、保険料をさかのぼって納付することはできない。

また、申立人の国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付を行っていたとする申立人の母親は既に亡くなっており、保険料の納付状況等が不明である上、母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年2月1日から16年2月19日まで

社会保険庁の記録では、A社に取締役として勤務していた申立期間における標準報酬月額(50万円)が、遡及して9万8,000円に訂正されているが、当時、同社での月給は63万5,000円であった。

平成16年3月に、社会保険事務所の職員から滞った保険料の整理のため、代表取締役社長の標準報酬月額を引き下げる提案をされたが、実際には、取締役の私の標準報酬月額が引き下げられていたので、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立人が取締役を務めていたA社は、平成16年2月19日に適用事業所ではなくなっていることが確認できるところ、当該事業所が適用事業所ではなくなった後の同年3月22日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額(50万円)が、15年2月までさかのぼって9万8,000円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人は、「社会保険事務所の職員から滞った保険料の整理のため、代表取締役社長の標準報酬月額を引き下げる提案をされた。」と述べているが、連絡の取れた複数の元取締役及び元従業員は、「A社の倒産時期において、申立人が実質的な経営責任者の立場にあった。」、「(代表取締役)社長は平成10年ころから入院しており、A社が倒産するまでの数年においては実質的な経営を行っていなかった。」と証言していることから、申立人は、取締役としてA社の実質的な経営責任を負い、滞納した社会保険料の整理に係る事務に当たっていたと考えられるところ、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、代表取締役社長は、同社が厚生年

金保険の適用事業所ではなくなった日（平成16年2月19日）の約7年前の9年3月16日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることから、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなったときに、厚生年金保険被保険者ではない代表取締役の標準報酬月額を引き下げる提案をされたとは考え難く、申立人は、自らの標準報酬月額の減額処理に同意したと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、同社の取締役として実質的な経営責任を負っており、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効でないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年12月1日から12年9月12日まで

社会保険庁の記録では、申立期間のA社における標準報酬月額が、遡及して15万円と訂正されているが、当時、同社での月給は75万円だった。

平成12年9月28日に社会保険事務所に呼び出され、担当者から月額変更届を提出すれば未納保険料は解消すると説明を受け、従業員のためを思い未納保険料を精算するために、代表取締役である自分と役員である妻の標準報酬月額を減額する旨の届出書に押印したが、訂正前の標準報酬月額の記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成12年9月12日に適用事業所ではなくなっていることが確認できるところ、当該事業所が適用事業所ではなくなった後の同年9月28日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額（平成10年12月は59万円、11年1月から12年8月までの期間は50万円）が、10年12月までさかのぼって15万円に訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、平成12年9月28日に社会保険事務所に呼び出された際、未納となっている社会保険料を精算するため、申立人及び申立人の妻（取締役）の標準報酬月額を減額する旨の届出書に押印した旨述べていることから、申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の減額処理に同意したものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、同社の代表取締役とし

て自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効でないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年1月1日から12年9月12日まで

社会保険庁の記録では、申立期間のA社における標準報酬月額が、遡及して15万円と訂正されているが、当時、同社での月給は35万円だった。

代表取締役である夫から、未納保険料を精算するために、夫と役員である自分の標準報酬月額を減額する旨の届出書に押印した旨の説明を受けたが、会社の倒産直後で気が動転していたため、その内容まで考える余裕はなかった。訂正前の標準報酬月額の記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立人が取締役を務めていたA社は、平成12年9月12日に適用事業所ではなくなっていることが確認できるところ、当該事業所が適用事業所ではなくなった後の同年9月28日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額（30万円）が、11年1月までさかのぼって15万円に訂正されていることが確認できる。

一方、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人のほかに、申立人の夫である代表取締役についても、平成12年9月28日付けで標準報酬月額の減額訂正が行われているところ、代表取締役は、未納となっている社会保険料を精算するため、代表取締役及び申立人の標準報酬月額を減額する旨の届出書に押印した旨を述べており、連絡の取れた元従業員3人は、「会社の経理事務、社会保険関係事務は、申立人が行っており、社会保険料の納入等にも関与する立場にあった。」、「給与の未払いがあった。」と証言していることを踏まえれば、代表取締役の妻であり、かつ、同社の取締役として経理事務及び社会保険関係事務を担当していた申立人は、同社の経営状況及び社会保険料の滞納状況について承知していたものと考えられ、

代表取締役の行った当該行為について一定の権限を有していたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、経理事務及び社会保険事務の担当取締役として、自らを含む記録訂正処理に職務上関与しながら、当該標準報酬月額の特減処理が有効でないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年10月1日から14年11月15日まで
社会保険庁の記録では、申立期間のA社での標準報酬月額（62万円）が、遡及して14万2,000円に訂正されているが、当時、同社での月給は70万円であった。
当時、倒産により滞納した社会保険料が支払不能な状況にあり、滞納保険料の整理のために記録訂正の届出をしたが、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成14年11月15日に適用事業所ではなくなっていることが確認できるところ、当該事業所が適用事業所ではなくなった後の同年11月27日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額（62万円）が、13年10月までさかのぼって14万2,000円に訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、「自分（事業主）が社会保険関係事務の手続をしていた。」、「平成14年11月27日に滞納保険料の整理について社会保険事務所の職員に相談し、倒産により支払不能な状況にあったので、遡及した手続により滞納保険料の整理をすることにした。」と述べていることから、申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の減額処理に同意したものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、同社の代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効でないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

旭川厚生年金 事案260

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録については、訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月1日から11年10月31日まで

社会保険庁の記録では、申立期間のA社における標準報酬月額（44万円）が、遡及して、平成10年4月から同年6月までは14万2,000円に、同年7月から11年9月までは28万円に訂正されているが、当時、同社での月給は45万円のままだった。

倒産の翌日に社会保険事務所の職員が来社し、滞納保険料の精算の処理上（遡及訂正は）都合が良いとの話を持ちかけられ、標準報酬月額の変更の届出を行ったが、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立人が代表取締役を務めていたA社は、平成11年10月31日に適用事業所ではなくなっていることが確認できるところ、当該事業所が適用事業所ではなくなった後の同年11月2日付けで、申立人の申立期間に係る標準報酬月額（44万円）が、10年4月から同年6月までの期間は14万2,000円に、同年7月から11年9月までの期間は28万円にさかのぼって訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、「社会保険料は3か月分くらい滞納していた。」、「倒産の翌日に社会保険事務所の職員が来社し、滞納保険料の精算の処理上（遡及訂正は）都合が良いとの話を持ちかけられ、標準報酬月額の変更の届出を行った。」と述べており、元取締役も、「不渡り発生後、二日後くらいに社会保険事務所の職員が来社し、役員二人の標準報酬月額をさかのぼって減らし、未納分を納付したことにしたいとの話があり、代表者同席のもと了承した。」と証言していることから、申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の減額処理に同意したものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、同社の代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効でないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

旭川厚生年金 事案261

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年5月1日から同年9月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、A事業所での厚生年金保険の加入記録が昭和29年9月1日から同年10月30日までしかない旨の回答を受けた。しかし、この年も5月から勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立内容及び元同僚の証言から、申立人が、昭和29年の春からA事業所で勤務していたことは推認できるが、申立人の実際の勤務開始の時期を確認できる人事記録等の資料は無い。

また、A事業所は昭和39年3月6日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、当該事業所を継承したB事業所保管の人事記録によれば、申立人と同様に29年9月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚の勤務開始日は同年5月15日となっており、同年9月1日に資格取得した他の同僚のうち、連絡の取れた同僚5人は、いずれも同年春から勤務していた旨を証言していることを踏まえると、当該事業所においては、すべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかった事情がうかがえる。なお、申立人と同じく同年9月1日に65人（申立人を除く。）が被保険者資格を取得しており、同年4月2日から同年8月31日までの期間においては被保険者資格の取得者はいない上、当該65人のうち59人の資格喪失時期は、申立人と同様に、同年の秋（9月から11月末まで）となっていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。